

議案第六十九号

吉田地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり吉田地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十一年五月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

記

一 事業の名称 団体営ほ場整備事業

二 施行場所 東伯郡三朝町大字吉田、高橋地内

三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期 事業実施年度の二月一日から三月三十一日まで。

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例

による。